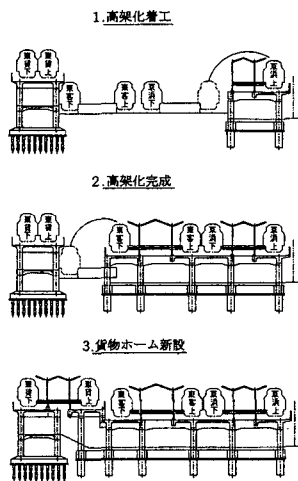


(2) 別線高架方式

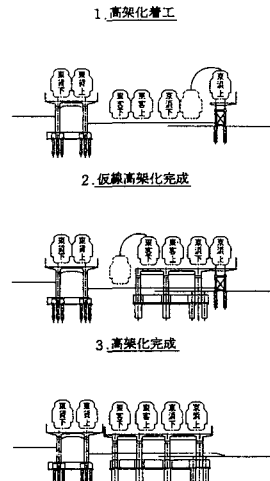
現京浜東北上り線の東側に新京浜東北上り線の本設高架橋を新設し、京浜東北上り線を移動、以後順次西側に向かって1線ずつ構造物を構築する。また、駅部には別線施工終了後、最後に現在の東北貨物線にホームを新設整備する。

別線施工とした場合、北浦和駅寄りには、工事用地として必要となる民地を買収して施工するため、仮線施工のように工事桁を使用することなく施工することができる。

【別線高架方式】



【仮線高架方式】



4. 鉄道高架化事業に伴う都市計画決定

(1) 都市計画決定に至った経緯

浦和駅周辺では、関連する都市計画道路田島大牧線や、東西の市街地再開発事業が、既に都市計画決定されていることから、鉄道高架化事業についても都市計画決定し、都市基盤整備におけるまちづくりの整合性と一体性を確保し、円滑な事業の推進を図る必要があった。そのため、浦和駅周辺鉄道高架化事業の事業手法は、「限度額立体交差化事業」で行われるが、鉄道高架化事業における都市計画決定の必要性等を検討した結果、鉄道高架化事業においても都市計画決定を行うことが妥当との結論に至った。

図2 施工方式別施工順序図

(2) 都市計画決定の意義

- ① 都市計画法第53条の規制がかけられ、事業施工の障害となる恐れのある建築に対し、適正な制限を加えることができる。
- ② 土地収用法の適用が受けられ、税法上の優遇措置があるため、迅速な用地交渉を行うことができる。
- ③ 駅周辺の市街地再開発事業や都市計画事業との整合性、及び一体性が図られる。
- ④ 事業化の必要性が評価されやすく、国庫補助の対象となる。

(3) 都市計画決定の範囲

都市計画法第11条による都市施設としての都市高速鉄道の都市計画決定は、都市計画がその施設の機能を発揮する区間を単位としていることから、鉄道としての機能を発揮する駅間を都市計画決定することになる。本事業における都市計画範囲を図3に示す。

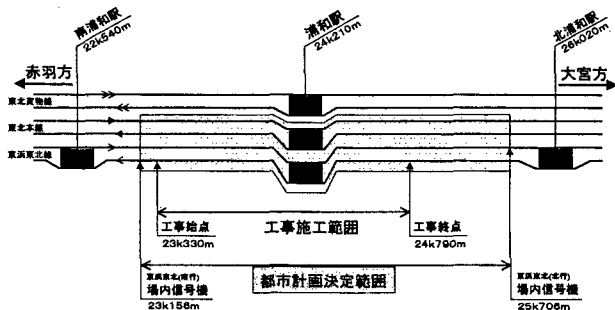


図3 浦和駅周辺鉄道高架化計画における都市計画決定範囲

5. まとめ

都市計画決定に関する今後の主なスケジュールとしては、平成11年1月に浦和市都市計画審議会、3月に埼玉県都市計画地方審議会が予定されている。都市計画決定をうけた事業認可に向けて、施工方法の詳細について、工期短縮と事業費の削減を念頭に最良の施工方法を現在も検討中である。